

# 機械設備改修工事特記仕様書

(平成 29 年改訂版)

※平成 29 年 5 月 1 日以降適用

## I 工事概要

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 敷地面積
- 4 構造規模

棟 名 称			
構 造			
階 数			
建 築 面 積			
延べ床面積			

- ・ 垂直積雪量 (m)
- ・ 風速 (V o)
- ・ 地表面粗度区分

- 5 建物用途 建築基準法による用途
- 6 消防法施行令別表第 1 の区分

## II 工事種目

●印適用)

空気調和・暖房・冷房設備	備考	給排水衛生設備	備考	その他設備	備考
・ 空気調和設備		・ 衛生器具設備		・ 昇降機設備	
・ 暖房設備		・ 給水設備		・ 医療ガス設備	
・ 冷房設備		・ 給湯設備		・	
・ 換気設備		・ 消火設備		・	
・ 排煙設備		・ 排水通気設備		・	
・ 自動制御設備		・ ガス設備		・	
・		・ 厨房機器設備		・	
・		・ 浄化槽設備		・	

## III 設備概要

建物ごとに下表の種目に区分する ●印適用)

方式	設備概要				
空気調和方式等	方式	・ 空気調和	・ 暖冷房	・ 温水暖房	・ 温風暖房
	放熱器	・ 蒸気暖房	・ 床暖房		
		・ 空気調和機	・ FCU	・ パッケージ	・ CV
	熱源	・ FCV	・ パネル		
		・ ボイラー	・ 温水発生機	・ 冷凍機	・ 冷温水発生機
主熱源	・ GHP	・ KHP	・ EHP	・ FF式	・ 氷蓄熱
熱源燃料等	( ) kW × ( ) 台				
オイルタンク	・ 灯油	・ A 重油 (1号)	・ 都市ガス	・ ( )	
給水方式	・ 地下式	・ 地上式	容量 ( ) m <sup>3</sup>		
給湯方式	・ 水道直結方式	・ 高置タンク方式	・ 圧力タンク方式		
汚水等処理方式	・ タンクレスブースター方式				
給湯方式	・ 下水道				
消火設備方式	・ 浄化槽 ( ) 人槽	・ ( )			
	・ 局所式	・ 中央式			
	・ 屋内消火栓	・ 1号	・ 易操作性 1号	・ 2号 [・ 湿式 ・ 乾式]	
	・ スプリンクラー	・ 湿式	・ 乾式		
・ 特殊消火	・ 不活性ガス消火				
・ その他	・ 泡消火	・ 粉末消火	・ その他 ( )		
ガス設備方式	・ 連結送水管		・ 屋外消火栓		
	・ 都市ガス 種別 ( )	供給会社 ( )			
	・ 液化石油ガス				

#### IV 機械設備工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版（以下、改修標準仕様書という。）及び公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成28年版（以下標準図という。）による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版（以下、標準仕様書という。）による。
- 2 特記仕様書の適用等
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は○印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
○印と●印が付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は標準仕様書、< >内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																			
1 一般 共通 事項	1 適用基準等	※秋田県機械設備工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成16年版） ※機械設備工事施工管理要領（一般社団法人公共建築協会）（平成26年改訂版） ※営繕工事写真撮影要領（平成28年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）																			
	2 工事实績情報の登録	※適用する ・適用しない <1-1. 1. 4>																			
	3 工事の余裕期間	※適用しない ・適用する（・発注者指定方式 ・任意着手方式） 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。																			
	4 施工中の安全確保及び環境保全	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年建設省告示第1536号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。 <1-1. 3. 9> ※「建設機械に関する技術指針（平成3年建設省通知第247号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。 <1-1. 3. 9> 関係機関との協議 <1-1. 3. 5> ・必要（関係機関： ） ・必要なし  交通誘導員 ・配置する（・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務 ・任意） （ 日× 人） ・配置しない  特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第144号（平成18年10月6日）による。																			
	5 発生材の処理	・特定建設資材廃棄物の発生材の処理 <1-1. 3. 9> <table border="1" data-bbox="486 1384 1423 1550"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をする施設名・住所・搬出距離（km）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 <1-1. 3. 9> <table border="1" data-bbox="486 1612 1423 1778"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分施設の名称・住所・搬出距離（km）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・引き渡しを要するもの _____ ・現場再利用発生材 _____  ・特別管理産業廃棄物 ・有 ・無 ・アスベスト ・有 ・無 受入施設名【（一財）秋田県総合公社 環境保全局 所在地 大仙市協和上淀川】	種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離（km）	建設発生土		コンクリート塊		アスファルト塊		建設発生木材		種類	処分施設の名称・住所・搬出距離（km）							
種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離（km）																				
建設発生土																					
コンクリート塊																					
アスファルト塊																					
建設発生木材																					
種類	処分施設の名称・住所・搬出距離（km）																				

1 一般 共通 事項		<p>・飛散性アスベストの使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細（厚さ等）</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・非飛散性アスベスト成形板の使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細（厚さ等）</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・PCB含有製品の処理  PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有機器 ・有 ・無  有の場合、電気照明器具等のPCBを含有する機器は、当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき監督職員に引き渡すこと。</p> <p>・対象となる石膏ボード製品 ・該当 ・非該当  次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。  〈対象となる石膏ボード製品〉  小名浜吉野石膏(株)いわき工場  昭和48年～平成9年4月に製造されたもの  日東石膏ボード(株)八戸工場  平成4年10月～平成9年4月に製造されたもの  指定する処分場所  【（一財）秋田県総合公社 環境保全局 所在地 大仙市協和上淀川】  関連通知：平成9年7月1日営-576「廃石膏ボードの処理について（通知）」</p> <p>・本工事では、秋田県建設副産物対策に係わる取扱い要領に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完成時に同計画書の実施書を監督職員に提出するものとする。 &lt;1-1. 3. 9&gt;  ・本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。</p>	室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他									室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他								
	室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他																						
	室名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他																						
6 概成工期	・適用する（工事期日より 日前） ※適用しない <1-1. 2. 1>																									
7 電気保安技術者	※適用する ・適用しない <1-1. 3. 2>																									
8 機材の品質等	<p>本工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 &lt;1-1. 4. 2&gt;</p> <p>(1) JIS及びJASマーク等の認証機関のマーク表示のある機材  (2) エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会）  (3) 秋田県認定リサイクル製品  (4) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新年版）（（一社）公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載製品  (5) 上記以外のもので以下のア～エの事項を満たすもの  ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  イ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。  ウ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。  エ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。</p> <p>なお、(5)の材料を使用する場合は、ア～エの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。  また、備考欄等に参考型番が記載された機材は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。</p>																									
9 機器及び材料の選定	評価名簿による評価書の写しを添付した納入仕様書を監督職員に提出する。																									



1 一般 共通 事項	17 工事用電力、水、その他	<p>必要な工事用電力、水などの費用及び官公署等への諸手続きなどの費用は受注者の負担とする。また、既存施設の利用は下記とする。</p> <p>1 工事用電力 ・利用できる（※有償 ・無償） ・利用できない</p> <p>2 工事用水 ・利用できる（※有償 ・無償） ・利用できない</p>																							
	18 技能士	<p>※適用する ・ 適用しない &lt;1-1. 6. 2&gt;</p> <p>[ 適用職種 （1級の職種作業） ]</p> <p>・ 配管（建築配管作業） ・ 建築板金（ダクト板金作業）</p> <p>・ 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）</p> <p>・ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）</p>																							
	19 溶接工	JIS Z 3801に基づく（一社）日本溶接協会の管溶接の資格を有する者とする。																							
	20 工事写真	<p>工事中、完成時ともカラー写真とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">分類</th> <th style="text-align: left;">規格</th> <th style="text-align: left;">撮影箇所</th> <th style="text-align: left;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築設備編</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築設備編</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">完成時</td> <td>・ サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築設備編</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>・ キャビネ版</td> <td>同上</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>営繕年報用</td> <td>・ キャビネ版</td> <td>外部1枚、内部1枚</td> <td>部</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。</p>	分類	規格	撮影箇所	提出部数	着工前	サービス版	工事写真の撮り方建築設備編	部	工事中	サービス版	工事写真の撮り方建築設備編	部	完成時	・ サービス版	工事写真の撮り方建築設備編	部	・ キャビネ版	同上	部	営繕年報用	・ キャビネ版	外部1枚、内部1枚	部
	分類	規格	撮影箇所	提出部数																					
着工前	サービス版	工事写真の撮り方建築設備編	部																						
工事中	サービス版	工事写真の撮り方建築設備編	部																						
完成時	・ サービス版	工事写真の撮り方建築設備編	部																						
	・ キャビネ版	同上	部																						
営繕年報用	・ キャビネ版	外部1枚、内部1枚	部																						
21 完成図書等	<p>※完成検査後に次の完成図書等を速やかに提出する。 &lt;1-1. 8. 1&gt;</p> <p>(1) 完成図書（A4版、完成図書作成要領による）</p> <p>(2) 完成図及び施工図（原寸）二つ折りに製本したもの</p> <p>(3) 完成図及び施工図A3版縮小図を二つ折りしたもの</p> <p>(4) 保全に関する資料</p> <p>(5) 電子納品対象工事にあつてはCD-R</p> <p>(6) その他監督職員が指示したもの</p> <p>※付属品、予備品、保守工具等は引継目録を添えて提出する</p> <p>※カギ等の表示札は樹脂製（市販品）とする</p>																								

1 一般 共通 事項	22 電子納品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子納品対象工事</li> <li>・電子納品対象外工事</li> </ul> <p>CD-R（監督職員提出用）（部）  CD-Rに格納するもの  ※完成図（※CAD ※PDF） ※監督職員が指示した図面等  ※完成写真（※主要な機器等の外観10枚程度）  ※官公署届出書類  ※工事概要ファイル</p> <p>受注者は、次により電子納品を行うものとする。  ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 完成図等の取扱は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【平成24年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部】」、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の運用の改正について（平成26年4月25日付け営第85号）」（以下、「要領等」という。）による。  「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領等」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。</p> <p>(2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。</p> <p>(3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。</p>
	23 総合調整	各機器の個別運転調整後に下記の総合調整を行い、測定報告書を提出する。 <span style="float: right;">〈2-1. 3. 2〉</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風量調整</li> <li>・水量調整</li> <li>・室内外空気の温湿度の測定</li> <li>・室内気流及びじんあいの測定</li> <li>・騒音の測定</li> <li>・二次側電気配線絶縁抵抗の測定</li> <li>・接地抵抗の測定</li> <li>・飲料水の水質測定（水道法施行規則（昭和32年厚生省令45号）第10条による水質検査）</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>
	24 撤去後の補修	機器撤去後の天井、壁、床等の補修は既存仕上げと同等とする。
	25 既存施設等の復旧	施工に際し、既存設備、施設に損傷を及ぼした場合は現状に復旧する。
	26 かし点検	※適用する ・適用しない 契約事項によるかし担保期間満了前にかし点検を行うので受注者は立ち会うこと。

1 一般 共通 事項	27 環境への配慮	<p>秋田県は県の事務事業において、環境にやさしい行動が定着することを目指し、環境に与える負荷を低減する取り組みを継続的に推進するため「あきたエコマネジメントシステム」を構築し運用している。受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">秋田県庁環境方針</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日</p> <p>秋田県庁は自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。</p> <p>(1) 総合的な環境保全施策の推進 「自然と人との共存可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」、「地球環境保全への積極的な取り組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、第2次秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。</p> <p>(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施 公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進（省略）</p> <p>(4) 環境関連法規等の順守 環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。</p> </div>
	28 石綿作業主任者	<p>※適用する      ・適用しない</p> <p>特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の改修にあつては労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。</p>

1 配管材料

管材は下表による。

注)

- 1 J I Sは日本工業規格、J W W Aは日本水道協会規格、W S Pは日本水道鋼管協会規格及びA Sは塩化ビニル管・継手協会規格を表す。
  - 2 P P継手は青銅製とする。
  - 3 同一で管材の規格が異なる場合は図示による。
  - 4 埋設とは土中、土間（F L - 3 0 0 mmまでは土間と同様とする）、コンクリート内、C B内を示す。屋内とは露出、いんぺい、P S、ピット内を示す。
- ・ 空調、暖冷房設備工事

呼称	規格番号	管種	用途											
			冷温水管	冷却水管	蒸気管		油管			ブライン管	冷媒管	排水管		
					給気管	還り管	屋内	屋外露出	埋設			空調機	熱源機械室	
鋼管	JIS G 3452	白	※	※					・				・	・
	JIS G 3452	黒			※	※	※	・	※					
塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VB		・										
	〃	SGP-VD		・										
	WSP 011	SGP-FVB		・										
耐熱性ライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA		・										
	WSP 054	SGP-H-FVA SGP-H-FCA		・										
ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般用		・	・									
断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ホ <sup>○</sup> リエチレン 保温材 (難燃性)									※			
ビニル管	JIS K 6741	VP 一般用 RJ-VP											※	
	AS-58	REP-VU											・	
	JIS K 9798	RF-VP											・	
	JIS K 6776	HT 耐熱用												※
耐火二層管	JIS K 6741	VP 繊維モルタル											・	
	JIS K 9798	RF-VP 繊維モルタル											・	
ホ <sup>○</sup> リエチレン被覆鋼管	JIS G 3469	PLP(参考)							※					
密着一層型ホ <sup>○</sup> リエチレン被覆鋼管	〃	PLS(参考)						※	・					
硬質塩化ビニル被覆鋼管	—	PLV, VI (参考)							※					
低密度ホ <sup>○</sup> リエチレン被覆鋼管	JIS H 3300	CU							・	・	・			
架橋ホ <sup>○</sup> リエチレン管	JIS K 6769			・										
ホ <sup>○</sup> リブテン管	JIS K 6778			・										

その他特記事項



・給排水衛生設備工事

呼称	規格番号	管種	用途									
			給水管		排水管		通気管	給湯管	消火管	ガス管		雨水管
			屋内	埋設	屋内	埋設				屋内	屋外露出	
鋼管	JIS G 3452	白			・	・	・		※	※	・	・
	〃	黒									・	
塩ライニング <sup>※</sup> 鋼管	JWWA K 116	SGP-VB	・									
	〃	SGP-VD		・								
	WSP 011	SGP-FVB	・									
耐熱性ライニング <sup>※</sup> 鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA					・					
ポリ粉体鋼管	JWWA K 132	SGP-PB	・									
	〃	SGP-PD		・								
	WSP 039	SGP-FPB	・									
ステンレス鋼管	JIS G 3448	一般用	※					※	・			
	JWWA G 115	水道用	・					・				
	JWWA G 119	水道用波状	・					・				
銅管	JIS H 3300	M型	・				・					
ビニル管	JIS K 6742	VP 水道用	・	・								
	JIS K 6742	HIVP 耐衝撃性		・								
	JIS K 6741	VP 一般管 RJ-VP			※	※	・					・
	JIS K 6741	VU 薄肉管 RJ-VU				※						※
	JIS K 6776	HTVP 耐熱用						・				
	AS-58	REP-VU					・					
	JIS K 9798	RF-VP			・	・	・					
JIS K 9797	RS-VU				・							
ポリエチレン管	JIS K 6762	水道用		※								
	JWWA K 144	水道配水用		※								
架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	水道用	・					・				
ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	PEP										※
外面被覆鋼管	WSP 041	消火用						・				
排水用塩ライニング <sup>※</sup> 鋼管	WSP 042				・							
鉄筋コンクリート管	JIS A 5372	1種B形				・						・
耐火二層管	JIS K 6741	VP 繊維珪砂			※	※						
	JIS K 9798	RF-VP 繊維珪砂			※	※						
ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469	PLP (参考)							・			※
密着一層型ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469	PLS (参考)							※			・
硬質塩化ビニル被覆鋼管	—	PLV, VI (参考)							・			※
ポリプロピレン管	JIS K 6792	水道用	・									
	JIS K 6778		・					・				
その他特記事項												

注 給水設備及び給湯設備に使用する機材は、厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年3月19日)に適合するものとする。

2 配管工事	2 鋼管用伸縮管継手	※ベローズ形 ・スリーブ形	(2-2. 2. 7. 1)																				
	3 耐火二層管伸縮継手	取り付け箇所は図示による。	<2-2. 3. 15>																				
	4 緊急遮断弁装置	遮断弁 ・電気式 ・機械式 地震感知器 ・電子式 ・機械式	(2-2. 2. 22)																				
	5 水栓柱	※アルミニウム合金製 ・樹脂製 ・ステンレス鋼製 ・人造石とぎ出し製	(2-2. 2. 23)																				
	6 スリーブ	水密を要する梁、床、壁のスリーブ ※つば付き鋼管製 ・亜鉛鉄板製	(2-2. 2. 27)																				
	7 絶縁フランジ	取付箇所は図示による。	(2-2. 2. 12) (2-2. 4. 1)																				
	8 吊りボルト及び支持金物	ピット内の吊ボルト、ナット、支持金具はステンレス製とする。																					
	9 埋設配管	1 一般事項 地中埋設標の位置は図示による。 また、埋設表示用テープ（ポリエチレン製）は折返し付きとする。  2 埋設油管 ※ 保護埋設 ・直埋設 保護の方法、範囲については図示による。	(2-2. 7. 1)																				
	10 銅管の保護管及び吊り間隔	FF温風機等の油配管用途に銅管を使用するときの保護管（継手、曲がり部分を除く）は、一般ビニル管とし、下記による。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"><thead><tr><th colspan="3">屋 内</th></tr><tr><th>銅管外径</th><th>保護管径</th><th>保護管吊り間隔</th></tr></thead><tbody><tr><td>10</td><td>20</td><td>1.0m</td></tr><tr><td>8</td><td>15</td><td>1.0m</td></tr></tbody></table> <table border="1" style="display: inline-table;"><thead><tr><th colspan="2">屋 外</th></tr><tr><th>銅管外径</th><th>保護管径</th></tr></thead><tbody><tr><td>10</td><td>50</td></tr><tr><td>8</td><td>50</td></tr></tbody></table> 注 1 屋内（露出、いんべい、間仕切り内） 2 屋外（屋外埋設、土間埋設） 3 屋外の保護管は曲がり部分も含む。 4 保護管内での銅管の接続はしない。	屋 内			銅管外径	保護管径	保護管吊り間隔	10	20	1.0m	8	15	1.0m	屋 外		銅管外径	保護管径	10	50	8	50	
	屋 内																						
	銅管外径	保護管径	保護管吊り間隔																				
10	20	1.0m																					
8	15	1.0m																					
屋 外																							
銅管外径	保護管径																						
10	50																						
8	50																						
11 試験	試験は配管途中もしくは、いんべい、埋戻前、または配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。なお、完成時の系統全領域にわたる耐圧試験方法については、監督職員との協議による。 1 凍結の恐れのある水配管 水圧試験を空気圧試験（最大常用圧力の1.5倍、または最高圧力0.2MPaに代えることが出来るが完成時まで水圧試験を実施する。 2 油配管 空気圧試験の最小圧力は0.1MPaとする。  3 ガス（液化石油ガス設備）配管 気密試験及び点火試験とする。 気密試験の圧力値は高圧部1.56MPa以上、低圧部8.4kPa以上10.0kPa以下とする。  保持時間は管内容積10リットル以下は5分間以上、10リットルを超え50リットル以下は10分間以上、50リットルを超えるものは24分間以上とする。																						

3 保 温 ・ 塗 装 及 び 防 錆 工 事	1 保温施工	<p>施工は次のとおりとするが、工法等の変更については監督職員の承諾を受ける。</p> <p>1 配管、機器 (1) 消火配管は給水管の仕様による。</p> <p>2 弁、継手類 (1) 標準仕様書 2-3.1.4 の表 2.3.2 の注 11 項 (ハ) は保温する。 (2) 保温材は接続する配管の仕様とする。</p> <p>3 外装材は次による。 (1) 機器、タンク、ヘッダー、ダクトはステンレス 0.3mm (2) 屋外露出（多湿箇所）の管、弁類はステンレス 0.2mm (3) 煙道はカラー亜鉛鉄板 0.35mm とする。</p>																														
	2 空気調和設備工事の保温	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">ロックウール</th> <th style="width: 35%;">グラスウール</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水管</td> <td>※</td> <td>.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気管</td> <td>※</td> <td>.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タンク</td> <td>※</td> <td>.</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッダー</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>煙道</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクト</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>注(1) 外気取り入れダクトの全てと、排気用ダクトの外壁から 1m のゾーンは保温する。保温材はグラスウール 24kg (厚 25mm アルミクラフト) とする。 (2) 地下ピット換気用排気ダクトは、ピット内を除く部分全てを保温する。 (3) 熱交換型の換気扇ダクトは、外気取入用ダクト、室内給気用ダクト、排気用ダクトの全てを保温する。</p>				ロックウール	グラスウール		温水管	※	.		蒸気管	※	.		タンク	※	.		ヘッダー	※			煙道	※			ダクト			※
		ロックウール	グラスウール																													
	温水管	※	.																													
	蒸気管	※	.																													
	タンク	※	.																													
ヘッダー	※																															
煙道	※																															
ダクト			※																													
3 給排水衛生設備工事の保温	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">ロックウール</th> <th style="width: 20%;">グラスウール</th> <th style="width: 30%;">ポリスチレンフォーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水管</td> <td>.</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>消火管</td> <td>.</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給湯管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水管・雨水管</td> <td>.</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯湯タンク</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注(1) 屋内、屋外に露出する消火管、排水管、雨水管は、ポリスチレンフォームとする。 (2) 電熱保温帯巻き付け箇所はロックウールとする。 (3) 井水管は冷水管の仕様で保温する。</p>				ロックウール	グラスウール	ポリスチレンフォーム	給水管	.		※	消火管	.	※		給湯管	※			排水管・雨水管	.	※		貯湯タンク	※							
	ロックウール	グラスウール	ポリスチレンフォーム																													
給水管	.		※																													
消火管	.	※																														
給湯管	※																															
排水管・雨水管	.	※																														
貯湯タンク	※																															
4 FF 式給排気筒の保温	FF 式機器の給排気筒の保温はロックウール 厚 25mm とする。																															
5 冷媒管の外装	※ 保温化粧ケース(樹脂製) ・ その他 ( ) (2-3.1.4)																															
6 ダクト塗装	ダクト(排気フードを含む)で見え掛り範囲は調合ペイント(つやけし)を2回塗りとする。ペイント色は監督職員の指示による。																															

4 関 連 工 事	1 仮設工事	<p>建築工事の表示</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">建築工事の表示</th> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建築主</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監督者</td> <td>秋田県建設部営繕課 又は ○○地域振興局建設部</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td></td> </tr> </table> <p>注(1) 表示板は風圧に耐えるよう配慮すること。  (2) 地色はマンセル記号 1GY7.5/8 とし、黒文字(角ゴシック)で表現する  (3) 建築主は契約担当者名とする。  (4) 表示板の大きさ  ※1号 (横 180cm×縦 90cm)  ・2号 (横 240cm×縦 120cm)  ・3号 (横 360cm×縦 180cm)  ・その他 ( )</p>	建築工事の表示		工事名		構造・規模		工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	建築主		設計者		工事監理者		工事監督者	秋田県建設部営繕課 又は ○○地域振興局建設部	工事施工者																																																																																						
	建築工事の表示																																																																																																								
	工事名																																																																																																								
	構造・規模																																																																																																								
工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																																																								
建築主																																																																																																									
設計者																																																																																																									
工事監理者																																																																																																									
工事監督者	秋田県建設部営繕課 又は ○○地域振興局建設部																																																																																																								
工事施工者																																																																																																									
2 建設発生土の処理	<p>・構外指示の場所へ搬出 (搬出先は特記1章4項による) &lt;1-5. 1. 1&gt;  ※構内指定箇所へ敷きならす 指定箇所 ( )  ・構内指定箇所へたい積する 指定箇所 ( )</p>																																																																																																								
3 耐震施工	<p>・設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)」による。  イ)耐震安全性の分類  ※特定の施設 ・一般の施設  ロ)地域係数Z  ※1.0 ・その他 ( )  ・屋外に設ける機器類(外壁に取り付ける機器類含む)のアンカーボルト、ナット、架台、支持金具等はステンレス(SUS304)製とする。 &lt;2-7. 5. 2&gt;</p>																																																																																																								
4 他工事との調整	<p>特記なき場合は下記による。(●印適用)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分 種別</th> <th></th> <th>電気</th> <th>機械</th> <th>建築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">梁、床、壁貫通部</td> <td>補強</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>スリーブ</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁埋込型機器類</td> <td>補強</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>仮枠</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">天井埋込型機具類下地</td> <td>切込</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>補強</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>墨出</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器への接続</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">防火戸閉鎖装置</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電動シャッター 自動扉</td> <td>閉鎖装置</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>二次側配線、操作スイッチ</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>二次側配管</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽量鉄骨壁の機器取付用の補強</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">吊りボルト用インサート</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">機械室、電気室の設備機器の基礎</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機械室、電気室の設備ヒット(蓋を含む)</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自立制御盤の基礎</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自立型アンテナの基礎</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床点検口、天井点検口</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消火水槽用マンホール</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td colspan="5">注) 複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。</td> </tr> </tbody></table>	区分 種別		電気	機械	建築	梁、床、壁貫通部	補強			●	スリーブ	●	●		壁埋込型機器類	補強			●	仮枠	●	●		天井埋込型機具類下地	切込			●	補強			●	墨出	●	●		機器への接続		●	●		防火戸閉鎖装置		●			電動シャッター 自動扉	閉鎖装置			●	二次側配線、操作スイッチ			●	二次側配管	●			軽量鉄骨壁の機器取付用の補強		●	●		吊りボルト用インサート		●	●		機械室、電気室の設備機器の基礎				●	機械室、電気室の設備ヒット(蓋を含む)				●	自立制御盤の基礎				●	自立型アンテナの基礎				●	床点検口、天井点検口				●	消火水槽用マンホール				●	注) 複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。				
区分 種別		電気	機械	建築																																																																																																					
梁、床、壁貫通部	補強			●																																																																																																					
	スリーブ	●	●																																																																																																						
壁埋込型機器類	補強			●																																																																																																					
	仮枠	●	●																																																																																																						
天井埋込型機具類下地	切込			●																																																																																																					
	補強			●																																																																																																					
	墨出	●	●																																																																																																						
機器への接続		●	●																																																																																																						
防火戸閉鎖装置		●																																																																																																							
電動シャッター 自動扉	閉鎖装置			●																																																																																																					
	二次側配線、操作スイッチ			●																																																																																																					
	二次側配管	●																																																																																																							
軽量鉄骨壁の機器取付用の補強		●	●																																																																																																						
吊りボルト用インサート		●	●																																																																																																						
機械室、電気室の設備機器の基礎				●																																																																																																					
機械室、電気室の設備ヒット(蓋を含む)				●																																																																																																					
自立制御盤の基礎				●																																																																																																					
自立型アンテナの基礎				●																																																																																																					
床点検口、天井点検口				●																																																																																																					
消火水槽用マンホール				●																																																																																																					
注) 複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。																																																																																																									

5 空 気 調 和 ・ 暖 房 ・ 冷 房 設 備	1 設計温湿度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="4">外気条件</th> <th colspan="4">室内（調整目標値）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">系統</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2">系統</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>(DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>50 %</td> <td>℃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>40 %</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、湿度制御を行わない方式による湿度はなりゆきとする。</p>		外気条件				室内（調整目標値）				一般系統		系統		一般系統		系統		温度 (DB)	湿度 (RH)	(DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏期	℃	%	℃	%	℃	50 %	℃		冬期	℃	%	℃	%	℃	40 %	℃	%
		外気条件				室内（調整目標値）																																							
		一般系統		系統		一般系統		系統																																					
		温度 (DB)	湿度 (RH)	(DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																				
	夏期	℃	%	℃	%	℃	50 %	℃																																					
	冬期	℃	%	℃	%	℃	40 %	℃	%																																				
	2 煙道	直径300mm（270□）以下は鋼板厚3.2mm、直径300mmを超えるものは板厚4.5mm以上とする。 (3-1. 1. 9)																																											
	3 媒煙濃度計	取付箇所は図示による。 (3-1. 1. 10)																																											
	4 冷媒	オゾン層を破壊する物質が使用されていないものとし、種類は機器表による。																																											
	5 成績係数	以下に該当する機器の成績係数は機器表による。なお、機器表に表記が無い場合は、標準仕様書及び「グリーン購入法」で定めるところによる。 対象機種：遠心冷凍機、スクリー冷凍機、吸収冷凍機、EHP、直だき吸収冷温水機、小形吸収冷温水機ユニット、氷蓄熱ユニット、GHP。																																											
	6 機器の接続	特記がなければ、機器とスパイラルダクトを接続する場合、アルミフレキシブルダクトを1m以内で使用してよいが、有効断面を損なわないよう取り付け。また、ダクト用テープはアルミニウム箔を使用する。																																											
	7 機器の据え付け	1 天井いんぺい機器の吊り下げ金物は構造体へ直接取り付け。 2 コンクリート外壁に取り付ける換気扇用木枠には防腐剤処理をほどこす。																																											
	8 防震架台	機器表による。 ※屋内および屋上設置機器の架台は防震架台とする。																																											
9 室外機基礎及び架台	28kW以下の室外機基礎高さはGL+150mmとし、溶融亜鉛メッキ仕上架台（H=300mm）を設ける。その他の機器および豪雪地における基礎、架台は図示による。																																												
10 空調用ポンプ軸封装置	※メカニカルシール ・ グランドパッキン ・ その他（ ） (3-1. 12. 1)																																												
11 空調用膨張タンク	※密閉形隔膜式 ・ 開放形 ・ その他（ ） (3-1. 13. 5~1. 13. 6)																																												
12 放熱器の取り付け	放熱器と温水管との接続には、必要に応じて架橋ポリエチレン管及びポリブデン管、並びに銅製またはステンレス製のフレキシブルチューブを使用しても良い。																																												
13 不凍液	※不要 ・ 要（工業用ポリプロピレングリコール30%濃度）																																												

5 空 気 調 和 ・ 暖 房 ・ 冷 房 設 備	14 オイルタンク	<p>1 オイルタンク種別は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下オイルタンク <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク室（・本工事      ・建築工事）</li> <li>※鋼製強化プラスチック製二重殻タンク [地下タンク施工時の土留め]</li> <li>・要 [      型                  m]      ・不要</li> </ul> </li> <li>・屋内オイルタンク</li> <li>・小型タンク（防油堤共）</li> </ul> <p>2 消火器および標識板 法により指定された消火器及び標識板を槽最寄りの位置へ設置する。</p> <p>(1) 消火器    ・20型 2本（ステンレス製格納箱共）                   ・20型 1本（                  "                  ）                   ・10型 1本（                  "                  ）</p> <p>(2) 標識板    ・ステンレス製                  ・アルミ製</p> <p>3 プロテクタ内塗装 錆止め塗装後、タールエポキシ樹脂塗装仕上とする。</p>
	15 定風量ユニット	・メカニカルタイプ                  ・風量センサータイプ                  (3-1. 15. 13)
	16 ダクトの区分	低圧とする。（高圧1，2の部位は図示による。）
	17 矩形ダク工法	※ コーナーボルト工法（共板フランジ又はスライドオンフランジ） ・ アングルフランジ工法
	18 温度計	標準仕様書、標準図による他、下記の箇所に取り付ける。 （配管はL形、ダクトには丸形とする。） 1 空気調和機廻りの給気ダクト、還気ダクト及び外気ダクト 2 冷温水ヘッダー（送り）及び冷温水ヘッダーの各還り管 3 冷温水発生機や温水発生機の冷却水及び冷水・温水の出入口
	19 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製                  ・グラスウール製                  (3-1. 14. 6)
	20 消音内貼	施工箇所は図示による。                  <3-2. 2. 7. 1>
	21 風量測定口	※要（送風機または空調機の出口側に設置する）      ・不要      <3-2. 2. 7. 3>
	22 瞬間流量計	<p>※取り付ける                  ・取り付けない</p> <p>取り付ける瞬間流量計は32mmピトー管流量計を標準とし、取付箇所は下記とする。</p> <p>1 冷凍機または冷温水発生機の冷水出口 2 冷凍機または冷温水発生機のブライン出口 3 冷凍機または冷温水発生機の冷却水出口 4 ボイラーまたは熱交換機の温水出口 5 空気調和機の冷温水入口 6 冷温水ヘッダーの各送り管</p> <p>形式：    ※固定形                  ・着脱可能形                  （※全数      ・図示による）</p>
	23 冬期養生用カバー	ファン部分を覆う冬期養生用カバー（合成帆布6号相当品）を付属品として備える。なお、エアコン屋外機（冷房専用）には屋外機全体を覆う冬期養生用カバー（メーカー標準品）を付属品として備える。
24 凍結防止ヒーター	電気パネルヒーター、遠赤外線ヒーターのサーモスタット温度調整部には、いたずら防止カバーを取り付ける。	
25 FF式暖房機給排気筒の保護	保護ガードの取り付け箇所は図示による。	

6 換気設備	1 準拠事項	前章（空気調和・暖房・冷房設備）の16、17に準ずる。	
	2 厨房用排気フード	1 ステンレス製Ⅱ形とし、本体およびフード囲いは、ステンレス製（厚1.0mm）とする。 2 吊りボルトは亜鉛メッキ製とし、露出部のボルトの端部にはステンレス製の袋ナットを取り付ける。	
	3 厨房用排気ダクト	1 ※亜鉛鉄板 ・ステンレス鋼板（SUS304） 2 ※アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法	
	4 耐薬品ダクト、ダンパー	実験、試験用に供するダクト・ダンパーの材質は耐薬品性とし、仕様は図示による。	
7 排煙設備	1 排煙口の形式	・可動羽根（スリット共） ・可動パネル	
	2 排煙口解放装置	・ワイヤー式 ・電気式	
	3 排煙ダクト	板厚は高圧ダクトによる。	
8 自動制御設備	1 システム構成	別紙仕様による。 <4-1.1.1>	
	2 機器類の取り付け	室内設置のサーモスタット、ヒューミディスタットはケース付きとし、標準取り付け高さは原則として床上1,300mm（中心）とする。	
	3 凍結防止対策	別紙仕様による。	
9 衛生器具設備	1 一般事項	陶器及び付属品の仕様は器具表による。また、衛生陶器色は監督職員の指示による。	
	2 洗浄弁及びタンク	1 洗浄弁は不凍結形節水弁（バキュームブレーカ付き）とする。 (5-1.1.2) 2 タンクは防露式とする。	
	3 便座	・暖房洗浄便座 ※暖房便座 (5-1.1.2) ・温水洗浄加熱方式（・貯湯式 ※瞬間式） ・節電機能 ・脱臭機能 (5-1.1.13) その他、付属機器は次とする。 ・温風乾燥機能 ・擬音装置 ・リモコン	
	4 自動水栓	電源供給方式： ※AC100V ・電池式 ・自己発電 (5-1.1.7) 手動スイッチ ・有 ・無	
	5 鏡	大きさは器具表による。 (5-1.1.9)	
	6 給水栓	湯沸室、台所、厨房内は泡沫水栓とする。	
10 給水設備	1 給水源	・上水道 ・井水 ・その他（ ）	
	2 水道加入金	・本工事 ※別途	
	3 受水槽、高置水槽	1 緊急用水栓 ※要 ・不要 2 緊急遮断弁 ※要 ・不要 3 水槽廻りのフランジ用ボルト、ナットは全てステンレス製とする。	
	4 その他	上水道直結部分の施工は水道事業者の給水規定による。	

給湯設備	11 1 ガス給湯器等	ガス供給者の承認する製品とし、液化石油ガス器具に該当するものは法令等に基づく技術上の基準によるものとする。																																							
	2 湯沸器の排気筒	ステンレス鋼板製とし、いんぺい部は断熱材（ロックウール50mm+きつ甲金網）、露出部は（ロックウール50mm+着色アルミガラスクロス）で覆い、直接屋外へ排気する。																																							
消火設備	12 1 消火ポンプ用制御盤	消火ポンプ用制御盤は製造者標準仕様とするが、盤内には起動リレー取り付けスペースを設ける。																																							
	2 消火器	・ 本工事 ※別途																																							
排水設備	13 1 ポンプ	<p>1 ポンプ廻りのフランジ用ボルト、ナットはステンレス製とする。</p> <p>2 水中ポンプ着脱装置</p> <table border="0"> <tr> <td>汚水ポンプ</td> <td>※ 着脱装置付</td> <td>・ 固定式</td> </tr> <tr> <td>湧水ポンプ</td> <td>※ 着脱装置付</td> <td>・ 固定式</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>※ 着脱装置付</td> <td>・ 固定式</td> </tr> </table> <p>3 水中ポンプの銘板はポンプ本体の他、最寄りの壁に設ける。</p>	汚水ポンプ	※ 着脱装置付	・ 固定式	湧水ポンプ	※ 着脱装置付	・ 固定式	その他（ ）	※ 着脱装置付	・ 固定式																														
	汚水ポンプ	※ 着脱装置付	・ 固定式																																						
湧水ポンプ	※ 着脱装置付	・ 固定式																																							
その他（ ）	※ 着脱装置付	・ 固定式																																							
2 柵の規格	<p>PP柵、小口径柵を使用する場合はVPソケットを使用する。（5-1. 8. 1~1. 8. 8）汚水柵、雑排水柵の規格は下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>内法寸法(mm)</th> <th>埋設深さ(mm)</th> <th>防臭蓋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SC-1 RC-1</td> <td>350×350 A(市販品) B(現場打)</td> <td>450以下</td> <td>MHA350 MHB350</td> </tr> <tr> <td>SC-2 RC-2</td> <td>450×450 A(市販品) B(現場打)</td> <td>600以下</td> <td>MHA450 MHB450</td> </tr> <tr> <td>SC-3 RC-3</td> <td>600×600 A(市販品) B(現場打)</td> <td>1,200以下</td> <td>MHA600 MHB600</td> </tr> <tr> <td>SC-4 RC-4</td> <td>φ900 A(公設柵)</td> <td>1,201以上</td> <td>MHA600 MHB600 MHD600 (公設蓋)</td> </tr> <tr> <td>PP-1</td> <td>φ300</td> <td>400以下</td> <td>・レジコン ・鋳鉄</td> </tr> <tr> <td>PP-2</td> <td>φ400</td> <td>700以下</td> <td>・鋳鉄</td> </tr> <tr> <td>PP-3</td> <td>φ450</td> <td>701以上</td> <td>・レジコン ・鋳鉄</td> </tr> <tr> <td>PVC-150</td> <td>φ150</td> <td></td> <td>・塩ビ ・</td> </tr> <tr> <td>PVC-200</td> <td>φ200</td> <td></td> <td>・塩ビ ・</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 SCは汚水柵、RCは雑排水柵を、PPはポリプロピレン製柵を、PVCは塩化ビニル製柵を表す。  注2 現場打ち柵の詳細は標準図による。  注3 埋設深さは管底深さを表す。  注4 防臭蓋（公設蓋を除く）は文字入りとする。</p>	記号	内法寸法(mm)	埋設深さ(mm)	防臭蓋	SC-1 RC-1	350×350 A(市販品) B(現場打)	450以下	MHA350 MHB350	SC-2 RC-2	450×450 A(市販品) B(現場打)	600以下	MHA450 MHB450	SC-3 RC-3	600×600 A(市販品) B(現場打)	1,200以下	MHA600 MHB600	SC-4 RC-4	φ900 A(公設柵)	1,201以上	MHA600 MHB600 MHD600 (公設蓋)	PP-1	φ300	400以下	・レジコン ・鋳鉄	PP-2	φ400	700以下	・鋳鉄	PP-3	φ450	701以上	・レジコン ・鋳鉄	PVC-150	φ150		・塩ビ ・	PVC-200	φ200		・塩ビ ・
記号	内法寸法(mm)	埋設深さ(mm)	防臭蓋																																						
SC-1 RC-1	350×350 A(市販品) B(現場打)	450以下	MHA350 MHB350																																						
SC-2 RC-2	450×450 A(市販品) B(現場打)	600以下	MHA450 MHB450																																						
SC-3 RC-3	600×600 A(市販品) B(現場打)	1,200以下	MHA600 MHB600																																						
SC-4 RC-4	φ900 A(公設柵)	1,201以上	MHA600 MHB600 MHD600 (公設蓋)																																						
PP-1	φ300	400以下	・レジコン ・鋳鉄																																						
PP-2	φ400	700以下	・鋳鉄																																						
PP-3	φ450	701以上	・レジコン ・鋳鉄																																						
PVC-150	φ150		・塩ビ ・																																						
PVC-200	φ200		・塩ビ ・																																						





16 浄化槽設備	5 ユニット形基礎・保護スラブ	<p>スラブ寸法 ( ) m × ( ) m 基礎、保護スラブおよび支柱は図示がなければ次表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">処理種別および処理対象人員</th> </tr> <tr> <th>小規模合併処理</th> <th>合併処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>51~500人以下</td> </tr> <tr> <td>基礎砕石</td> <td>100mm以上</td> <td>150mm</td> </tr> <tr> <td>均しコンクリート (保護スラブは除く)</td> <td>50mm以上</td> <td>50mm以上</td> </tr> <tr> <td>基礎及び保護スラブ コンクリート厚さ</td> <td>150mm以上</td> <td>200mm以上</td> </tr> <tr> <td>配筋(鉄筋SD295A)</td> <td>D10-@200 (シングル)</td> <td>D13-@200 (ダブル)</td> </tr> <tr> <td>支柱</td> <td colspan="2">ヒューム管 φ200 主筋 φ16×4本 帯筋 φ10 @500mm コンクリート打込</td> </tr> <tr> <td>コンクリート 設計基準強度</td> <td colspan="2">均しコンクリート 18N/mm<sup>2</sup> (SL=15) スラブ 21N/mm<sup>2</sup> (SL=18)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) スラブは金ゴテ仕上げとし、水切り勾配を付ける。</p>	種 別	処理種別および処理対象人員		小規模合併処理	合併処理		50人以下	51~500人以下	基礎砕石	100mm以上	150mm	均しコンクリート (保護スラブは除く)	50mm以上	50mm以上	基礎及び保護スラブ コンクリート厚さ	150mm以上	200mm以上	配筋(鉄筋SD295A)	D10-@200 (シングル)	D13-@200 (ダブル)	支柱	ヒューム管 φ200 主筋 φ16×4本 帯筋 φ10 @500mm コンクリート打込		コンクリート 設計基準強度	均しコンクリート 18N/mm <sup>2</sup> (SL=15) スラブ 21N/mm <sup>2</sup> (SL=18)	
	種 別	処理種別および処理対象人員																										
		小規模合併処理	合併処理																									
		50人以下	51~500人以下																									
	基礎砕石	100mm以上	150mm																									
	均しコンクリート (保護スラブは除く)	50mm以上	50mm以上																									
	基礎及び保護スラブ コンクリート厚さ	150mm以上	200mm以上																									
	配筋(鉄筋SD295A)	D10-@200 (シングル)	D13-@200 (ダブル)																									
	支柱	ヒューム管 φ200 主筋 φ16×4本 帯筋 φ10 @500mm コンクリート打込																										
	コンクリート 設計基準強度	均しコンクリート 18N/mm <sup>2</sup> (SL=15) スラブ 21N/mm <sup>2</sup> (SL=18)																										
	6 型式認定表示	型式認定表示は、本体の確認しやすい場所に設ける。																										
	7 ポンプ	<p>1 水中ポンプは自動交互運転とし、着脱式とする。</p> <p>2 ポンプ槽満水警報 ※要 ・不要</p>																										
	8 送風機	<p>1 防震 ※防震架台 ・防震ゴム</p> <p>2 防音 ※サイレンサー ・防音カバー (・屋外用 ・屋内用)</p>																										
9 制御盤	<p>1 製造者規格品とする。 主開閉器には漏電遮断器、分岐回路には電動機保護用遮断器を設ける。</p> <p>2 故障表示は次とする。 ・ブザー ・赤色灯 ・外部用無電圧A接点(警報盤は別途)</p> <p>3 制御盤の二次側電気工事は本工事とする。</p>																											
10 配管および支持金物	槽内の配管はステンレス鋼管又は硬質塩化ビニル管とし、支持金物は全てステンレス製とする																											
11 転落防止措置	開口部となるマンホール蓋は落下防止形とし、縞鋼板、合成木材及びFRP製蓋は鍵付又はSUS製ボルト止めとする。																											
12 フローシートの表示	・要(アクリル板-A2) ・不要																											
13 消毒剤	30日分を納入する。																											

16 浄化槽設備	14 機械室建築工事	<p>1 寸法 平面寸法 ( ) mm× ( ) mm 有効高さ(梁下) ( ) mm以上</p> <p>2 構造 ・鉄筋コンクリート造 ・補強コンクリートブロック造</p> <p>3 仕上</p> <p>(1) 床 ・コンクリート打ち金ゴテ仕上げ ・モルタル金ゴテ仕上げ</p> <p>(2) 天井 ・グラスウール 25 t ガラスクロス仕上げ ・木毛セメント板 ・その他</p> <p>(3) 内装 ・ グラスウール 25 t ガラスクロス仕上げ ・ コンクリート打放し ・ その他</p> <p>(4) 外装 ・ 吹付タイル ・ アクリルリシン ・ その他</p> <p>(5) 屋根 ・ シート防水 ・ その他</p> <p>(6) 出入口 ・ 防音 ・ 普通</p> <p>(7) 窓 ・ アルミサッシ ( ) mmW× ( ) mmH ・ 無し</p> <p>4 機械室の換気は室内温度が35℃以下(外気温度30℃のとき)となる風量を第3種換気方式(自動)で行う。</p> <p>5 照明器具 ・ 防滴形蛍光灯(ガード付) ( W 灯) ・ その他 ( )</p>
	15 土木工事及び仮設工事	<p>1 基礎杭 ・要(※別途 ・本工事) ・不要</p> <p>2 基礎コンクリート ・要(※本工事 ・別途) ・不要</p> <p>3 掘削・埋戻し ※本工事 ・別途</p> <p>4 山留工 ・要 ( 型 m) ・不要</p> <p>5 水替工 ・要 (・連続 ・作業時排水〔 箇所〕) ・不要</p>
	16 その他	マンホールの嵩上げは300mm以下とする。それを超える場合は浄化槽の周囲に鉄筋コンクリート製のピット(上面は縞鋼板の蓋付)を設ける。
17 昇降機設備	1 該当機種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 一般エレベーター (・機械室有り ※機械室無し)</li> <li>・ 2 普及型エレベーター (・機械室有り ※機械室無し)</li> <li>・ 3 非常用エレベーター</li> <li>・ 4 小荷物専用昇降機</li> <li>・ 5 エスカレーター設備</li> </ul>
	2 耐震施工、管制運転	<p>この項は、1項の機種 1～3について適用する。</p> <p>1 かご出入り口検出装置 ※有り(方式は別添図示) ・無し (9-2. 2. 2. 4)</p> <p>2 耐震施工 (9-2. 2. 6. 1~2. 2. 6. 2)</p> <p>(1) 耐震クラス ・ S<sub>14</sub> ※A<sub>14</sub></p> <p>(2) 地域係数 ※ 1.0 ・その他 ( )</p> <p>3 地震感知器 特定設定値はP波感知とする。</p> <p>4 管制運転等 (9-2. 2. 7)</p> <p>(1) 地震時管制運転 ※有り ・無し</p> <p>(2) 火災時管制運転 ※有り ・無し</p> <p>(3) 自家発時管制運転 ・有り ・無し</p> <p>(4) 停電時救出運転 ※有り ・無し</p> <p>(5) 浸水時管制運転 ・有り ・無し</p> <p>(6) ピット冠水時管制運転 ※有り ・無し</p> <p>(7) 緊急地震速報連動運転 ・有り ・無し</p> <p>(8) その他 ( )</p>
	3 官公署届け出書類	計画通知、工事完了届けの提出を行う。

18 医療 ガス 設備	1 既存配管設備の変更 及び仮設供給  2 検査・試験	既存配管設備の変更 (11-2. 3. 1) ・有り ・無し ガスの仮設供給 ・有り (仮設ガス種別、量等については別添図示による) ・無し  検査・試験については標準仕様書によるもの他監督職員の指示による。 (11-2. 4. 1 ~ 2. 4. 3)
秋 田 県 建 設 部 営 繕 課		